

平成30年第4回美郷町議会定例会

議事日程（第4号）

平成30年3月14日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	小 原 正 彦 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	高 橋 薫 君	企 画 財 政 課 長	本 間 和 彦 君
税 務 課 長	齊 藤 敦 子 君	住 民 生 活 課 長	小 原 隆 昇 君
福 祉 保 健 課 長	高 橋 久 也 君	農 政 課 長	高 橋 穰 君
商 工 観 光 交 流 課 長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 孝 悦 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	鈴 木 忠 君	教 育 長	福 田 世 喜 君
教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長	西 鳥 羽 裕 君	教 育 総 務 課 長	煙 山 光 成 君

生涯学習課長 高橋 一久 君 代表監査委員 深澤 克太郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 小田長 光 仁

庶務班 長 高橋 圭子
兼 議事班 長

主 査 高橋 洋子

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は4名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 最初に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

(5番 泉 美和子君 登壇)

○5番（泉 美和子君） おはようございます。

通告に基づき、2つの問題について一般質問いたします。

はじめに、雪対策について伺います。

この冬は特に豪雪で、道路脇の雪の壁で視界が悪くなり、左右が見えず、大きい道路に出るときに危険な状況となることがたびたびありました。住民からも「見えなくて危ない」、「排雪をして見えるようにしてほしい」などの声が出されました。

例年でも、降雪量が多くなると、除雪によって道路脇に寄せられた雪がさらに高くなり、雪の壁となります。こうなると、特に交差点では見えにくくなり、事故につながる危険性が増してきます。歩道も歩行者が見えなくなるほどの雪の壁は、速やかに除排雪するなど、迅速な対応が求められます。とりわけ通学路は小学生の子供の通行状況がわかる状態にしておくことが重要です。

短期間で大雪になると、なかなか素早い対応が困難になるとありますが、そういうときこそ事故の危険性も高まるわけですので、特別の手だてが必要だと思います。交差点や歩道を安全に通行できるよう、交差点の見通しを確保し、歩道の安全確保のため、雪の壁などを除雪する専門班を編成し、除雪作業に当たるようにするべきと考えるものですが、見解をお伺いいたします。

住宅密集地では、特に雪のやり場に苦勞をしています。側溝の改善、流雪溝、消・融雪設備などを望む声は強いものがあります。また、高齢化の進行のもと、冬期間の除排雪は、住民にとって経済的にも体力的にも大変な負担です。「年をとるごとに不安になるばかりだ」という声も聞かれます。

大仙市では、住宅リフォーム支援事業の中に、克雪に関する対策工事を加え、雪に強い住環境づくりを促進しています。屋根の落雪防止器具や融雪装置設置などのほか、住宅敷地内の消雪・融雪工事なども含んでおり、工事費が5万円以上の工事を対象にしています。冬期間の暮らしの負担を軽減し、安全・安心のまちづくりの一環として、ぜひ当町でもこのような支援策を実施するよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、雪の壁を除雪する専門班の設置についてですが、まず当町の除雪体制を説明いたします。

除雪車は73台、除雪業者は19社、町直営と委託業者を合わせて総作業員数、約150人の体制で実施しております。早朝2時ころからの一斉除雪に加え、降雪状況によっては昼からの拡幅排雪や各施設の排雪作業など、除雪作業員は昼夜問わず作業を行い、適切な除雪を一定の時間までに仕上げるため、鋭意頑張ってきているところです。

こうした状況において、今冬は例年になく降雪で、議員ご指摘の交差点等における視界不良があることは、私どもも認識しております。そのため、1月下旬より、主要な道路においては通常の除雪作業時に、できる範囲において交差点の隅を除雪車で押して視界を確保するよう、除雪作業員等に指示してきたところです。

しかし、降雪に次ぐ降雪で、時間の制約や作業員の疲労などさまざまな要因の関係で、残念ながら後手に回っている感は否めませんが、ことしはそうした対応に難しさが伴う状況だったと認識しております。

そこで、議員ご提案の視界を確保するための専門班の設置についてですが、作業人員並びに必要な重機、トラックなどに限りがあることは、議員もご承知のことと存じます。そうした状況の中で、除雪作業体制を縮小せずに別枠で専門班を設置することは、新たな作業人員や必要重機などを別途準備することとなり、現実的にはかなり難しいものと存じます。

したがいまして、残念ながら現在のところ、ご要望の専門班設置は対応できない状況であることに、どうかご理解をお願いいたします。

また、ことしのような異常な降雪でなければ、今後もこれまで実施してきたように、除雪作業の合間に交差点の視界確保作業を実施し、運転や歩行の安全確保に努めてまいりますので、あわせてご理解をお願いいたします。

なお、ことしのような降雪環境では、やはりドライバーと歩行者ともにそれぞれが注意することが必要と存じますので、もしも今後、こうした降雪状況になった際には、大仙警察署や交通指導隊、あるいは交通安全協会など関係団体を通じて、ドライバーに視界不良への注意喚起を促すとともに、児童生徒には各学校を通じて十分に車両確認などの注意を行うよう指導してまいりまほか、一般の歩行者にも町広報等を通じて注意喚起してまいりたいと存じます。

さらに、ことしのような降雪状況においては、行政による公助のみならず、住民各位のご協力のもと、共助の精神も必要かと存じます。交差点や通学路における危険箇所について、私どもの対応が十分でないなどの場合、さまざまな状況があると思っておりますが、お近くにお住まいの方々などが対応可能な箇所は、できる範囲で除雪協力をいただけるのであれば、まさに共助として大変にすばらしくありがたいことだと存じます。

次に、雪対策に対する住宅リフォーム事業についてですが、美郷町住宅リフォーム緊急支援事業については、秋田県住宅リフォーム推進事業を踏まえて事業展開しており、住宅のリフォームから離れる外構工事や消雪・融雪工事は対象外となっているところです。

一方、別の県事業である、安全・安心な雪下ろし支援事業では、諸要件はありますが、雪おろし作業の安全を確保するための工事等々を組み合わせることにより、消雪・融雪工事に対しても補助があるところです。なお、この事業につきまして平成29年5月の広報みさとに掲載し、町内では2件の採択実績があります。

町としては、この県事業の意義は認める場所ですので、来年度の実施について県に確認いたしました。県では平成30年度もこの事業を継続したいとのことでした。町としても、この事業の意義を踏まえ、適切な時期に広報みさと等を通じ、町民に周知してまいりたいと存じます。

ただし、採択件数には上限があるとのことですので、町としては県事業の採択に至らなかった

方々のことを鑑み、今後、町の住宅リフォーム緊急支援事業に県の補助金額とは異なると思いますが、同様の仕組みの追加を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 住宅リフォームのことですけれども、雪対策の県の支援のものは、県の安全・安心雪下ろし支援事業ということで、屋根の融雪設備とかのものが主だと思います。大仙市の場合は、住宅敷地内の消雪・融雪、そういう設備にもするということで、私はこの住宅密集地の場合のこういう除排雪対策として、こういう住宅敷地内の消雪・融雪施設工事などにも助成をするというのが、大変いいなと思ったものですから、大仙市の例などを調べて質問したところですので、県の事業の、検討していくというご答弁ではありましたけれども、その県の事業との違いのところがひとつこう、あると思いますので、ぜひそういう敷地内のというところも検討していただきたいと思うのですけれども、そこら辺をもう一回お願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

町の住宅リフォーム緊急支援事業につきましては、住居に関連するリフォームについて対象とするという前提で事業の整理をしております。議員ご質問の融雪・消雪は、住居から離れた部分でありますので、厳密に言いますと、住宅リフォームという概念からは外れるものと存じます。

そこで、町としては、県が別途実施しております安全・安心な雪下ろし支援事業の同様な仕組みであれば、住居の改築も伴うので、リフォーム緊急支援事業のカテゴリーに入るのではないかという趣旨で、先ほど答弁させてもらいました。

したがいまして、議員の再質問にあります、敷地内もということは、そもそも町の住宅リフォーム支援事業の概念とは合致しないということにご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再々質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 雪対策の支援事業として、こういう事業をぜひ検討していただきたいという、そういう立場で質問をいたしました。住宅リフォーム、大仙市ではそういう住宅リフォーム支援事業の中に、克雪に関する対策工事を加えていますので、ぜひ町としてもそういう制度を拡大する方向で検討していただきたいというような質問でした。

でも、町長は、住宅リフォームというところでの答弁ですので、そこはわかりましたが、雪対策としてこういう事業をぜひ展開していただけないかという質問です。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 再々質問にお答えいたします。

議員がご質問の趣旨は十分にわかっておりまして、その趣旨を踏まえた上で、リフォーム緊急支援事業の拡充を検討する、その拡充の趣旨は、克雪、それから雪対策という概念であることに、さらにご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 生活保護基準の引き下げの影響について伺います。

政府がことし10月から3年かけて段階的に生活保護の基準額を現行より最大5%引き下げる計画に、利用者からは、相次ぐ基準引き下げで節約ももう限界を超えていると反発が広がり、専門家からは懸念の声が上がっています。というのも、ここ5年の間に、生活保護費の引き下げが続いているからです。

生活保護基準の引き下げの影響は、利用者だけにとどまりません。最低賃金法で最低賃金を決めるとき、生活保護基準を考慮すると定められていることから明らかなように、年金や住民税の非課税基準、就学援助や各種制度の減免制度など、国民生活にかかわる制度全体にかかわります。

厚労省は、生活保護費の削減を実施すれば、これに伴って低所得者向けの国の47の制度で影響が出ることを明らかにしています。生活保護制度は、制度がつくられた当初は、医療保険や年金など他の社会保障制度が充実することで、その役割は後退していくものと考えられてきましたが、現在は他の社会保障制度が財源不足を理由に切り下げられる中で、最後のセーフティーネットとして大きな役割を果たさなければいけない状況になっています。

生活保護基準は社会保障を下支えするものです。これを引き下げるとは、憲法25条の理念を壊し、さらに最低生活費のラインの引き下げにつながり、住民生活にも影響が大きいと危惧するものです。貧富の格差や貧困が広がる中で、今やるべきことは保護基準の引き下げではなく、生活できる最低賃金や公的年金など、所得補償制度の大幅な引き上げと改善など、国民生活の底上げを図ることではないでしょうか。

今回の引き下げは、憲法25条で保障する「健康で文化的な最低限度の生活」が問われていると思いますが、町長はどのように認識されているのか伺います。また、10月からの引き下げはやめるよう国に求めていくべきと考えますが、見解を伺います。

さらに、準要保護者への就学援助については、保護基準引き下げに連動させないこととともに、現在の保護基準1.3倍からさらに拡大するよう求めるものですが、教育長の見解をお伺いいた

します。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

生活保護基準の引き下げの影響についてですが、まず生活保護法を含む関連法の改正法案については、国会に提出されているものの、その内容については、私どもは現在のところ、国・県より正式な説明を受けておりませんので、社会保障審議会での議論やホームページ上に掲載されている情報を参照するとともに、所管の県福祉事務所に伺った内容でお答えすることに、まずはご理解をお願いいたします。

生活保護に関する今回の主な改正点は、生活保護費の生活扶助費や子育てに関する加算の一部を見直すなどのもので、平成30年10月からの施行を目指す法案のようです。

今回の見直し案では、生活保護世帯の子供たちの大学等進学への支援が追加されるとともに、児童養育加算では、現行の中学生までの支給対象を高校生まで拡大するほか、小中高校生への入学準備金やクラブ活動への実費支給について充実する内容となっているようです。

一方、母子加算は、子供のいる家庭の消費実態を分析して見直すことによって、平均的な加算額は減額が見込まれているようです。

こうした改正案を全体的に見通しますと、支援期間及び支援内容が拡充される部分もあるわけですから、健康で文化的な最低限度の生活について長い期間担保したいという国の意向を私は感じるところです。

なお、美郷町の生活保護を受給している世帯についてですが、平成30年3月1日現在、127世帯で、児童養育加算で影響を受ける世帯はおらず、この改正により生活保護を受けられなくなる世帯もないだろうと、県の福祉事務所から伺っております。

また、生活扶助、母子加算などについては、減額の影響があったとしても、国の方針は現行基準の5%以内にとどめるとのことで、大きな影響にはならないのではないかと伺っております。

さらに、生活保護基準の見直しに関連して、個人住民税の非課税限度額を参照する制度への影響も考えられますが、これは平成31年度以降の税制改正の議論の中で検討されることとされていますので、現在のところは影響は不明です。

いずれ、現在国会で審議中の法案ですので、今後の国会での審議を注視してまいりたいと存じます。

また、生活保護基準の見直しについて国に求めていくべきとのご質問ですが、現在審議中の法

案ですので、直接的な働きかけを行う時期ではないと私は考えます。どうぞご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ご質問がありました3点目の生活保護基準の引き下げに伴う本町の就学援助制度への影響について、お答えいたします。

本町の就学援助費の支給は、平成25年8月以前の生活保護基準、いわゆる旧生活保護基準の1.3倍以内の収入のご家庭を対象としております。このことは、生活保護基準見直しが児童生徒の就学環境に大きく影響しないよう配慮してきた結果であります。

現在、生活保護基準の見直しが国会で審議中でありますが、文部科学省及び厚生労働省から、就学援助制度にできる限りその影響が及ばないような対応を求められていることでもありますので、現在の支給基準を維持してまいりたいと考えております。

次に、現行の1.3倍をさらに拡大できないかのご質問であります。文部科学省が実施した就学援助制度実施状況の平成29年調査結果によりますと、県内の自治体において採用している倍率は、1.0倍から1.3倍となっており、最大倍率の1.3倍の自治体は本町を含めて9自治体でありました。こうした現状を踏まえ、現在の倍率をさらに引き上げることは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 町長に伺います。まだ審議中でということのご答弁でしたけれども、今回の保護、この基準の引き下げの決め方といいますか、そういうことに対して、多くの専門家などからも、負の貧困の連鎖を生んでいくものになる、どこまでも低いほうに、最低生活費をあわせて切り下げて、最低生活費が切り下げていくことになるという、こういう声が批判として上がっています。

日本の場合は、補足率も2割以下と言われておりますし、多くの保護基準以下で暮らす人を含む低所得層と比較してバランスをとるということになれば、どこまでも今言ったように、最低生活費が切り下げられていくことにつながっていく。それは強いて言えば、利用者だけでなく、大きく住民にも影響していくことだと思いますけれども、その点、最低生活費を切り下げることにつながる改正なのだということについては、どのようにお思いでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

冒頭申し上げましたとおり、この法案は、立法府であります国会において審議する内容でありますし、行政府における厚生労働省が提案している内容でありますので、私ども地方自治体が議論することではないのではないかとこのように理解しております。

ただいまの再質問の内容は、まさに制度の根幹に係る部分についての見解を問われているわけで、その見解について答弁はできませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ですか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 国でももちろん決めることで、いろいろ、ことではありますけれども、町の行政、住民に、この生活保護については、町で直接制度を決定するというところでないことはもちろんわかっていますけれども、考え方として、住民生活に大きく影響することになる、そういう首長としての考え方は、私はぜひ述べていただきたいなと思うのですけれども。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 冒頭の答弁で申し上げましたとおり、今回の改正については、議員ご指摘の点のみならず、拡充される部分もあるわけですから、全体を通して見ますと、健康で文化的な最低限度の生活について、長い期間で担保したいという国の考えを私は理解しております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇深 澤 均 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、14番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（14番 深澤 均君 登壇）

○14番（深澤 均君） おはようございます。通告に従って一般質問を行いますので、よろしくお願いをいたします。

第1点目は、少子化の現状と対策についてであります。

厚生労働省が公表した人口動態2017年推計によると、日本の出生数は前年より3万6,000人少ない94万1,000人と、2年続けて100万人を割り込んでいて、少子化がさらに加速し一層顕著になったとしています。

その要因として、主な出産世代である25歳から39歳の女性の人口減であると分析し、政府が掲げる2025年度末までに合計特殊出生率1.8の目標実現は極めて難しい情勢で、実効性のある子育て支援策とともに、少子化を前提とした政策の具体的な検討も求められるとしているところであり
ます。

美郷町においても、2025年度までの人口の推移と推計をもとに、第2次美郷町総合計画「行動
計画（後期）」（案）を示し、町民の意見を求めているところでもあります。

そこで、町の少子化の現状について、①として、町の出生数の推移、未就学児までと、今後の
推計を伺うところでもあります。

そして、後期行動計画の中で、改善に向けた課題として「子育て世代が安心して子供を産み育
てられる環境が必要です」とあるが、②として、具体的にはどのような環境を想定しているのか
伺いたいと思います。

3番として、厚労省が言う少子化を前提とした政策とは、美郷町ではどんなことが考えられる
のか伺いたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

少子化の現状と対策についてですが、ご質問の1点目、町の出生数の推移と今後の推計につい
ては、町の年間出生数が、平成25年100人、平成26年104人、平成27年125人、平成28年100人、平
成29年93人となっており、直近5カ年の平均は104.4人となっております。

今後の推計についてですが、単年度の出生数推計はありませんので、国立社会保障・人口問題
研究所の推計に準拠して、美郷町のゼロ歳児から4歳までの人口について推計しますと、2010年
の663人に対し、2040年は326人に減少し、年平均に計算しますと、年間65.2人の出生数となり、
現状より約39人減少する推計となります。

ご質問の2点目、子育て世代が安心して子供を産み育てられる環境について、どのような環境
を想定しているかですが、若い世代がここに住み、出会いがあって主体的に結ばれて、自らの人
生設計に沿って子供が授かり、授かった子供が健やかに成長していく環境、これを私は想定して
おります。

そのため、若い世代が住むための就労環境、例えば企業の誘致や農業の振興、業を起こす起業
の推進など、各般の施策を今後も講じていくことが必要と存じますし、通勤環境として道路整備
や適切な除雪も継続していくことが大切と考えております。

そのほか、地域個性の一層の確立による美郷町への愛着や誇りの醸成に向けて、民間企業との連携や特色ある取り組みも引き続き展開していくことが肝要と考えております。

また、出会いがあって主体的に結ばれるための出会いの環境、例えば民間の方々が行う出会いの場の創出に引き続き支援策が必要と考えているほか、ジャズコンサートや各種スポーツ大会を主催、あるいは支援し、広く出会う機会をつくり続けていくことも大切であると認識しております。

また、自らの人生設計に沿って子供が授かるために、お子さんの受け皿となる保育施設や制度の安定性が大切であるとともに、社会の変化に合わせた充実等も対応していくことが求められると考えているほか、不妊でお悩みの方には、引き続き妊娠に向けた支援策を継続していくことが大切であるとと考えております。

また、授かった子供が健やかに成長していくために、認定こども園や小学校・中学校においては、多様な教育機会、多様な経験機会を充実・強化し、望ましい人格形成並びに学力習得に意を払っていくとともに、各種福祉制度による経済的支援なども引き続き展開していくことが大切と認識しているところです。

こうした方向と、その方向に沿った各般の取り組みを実践していく環境が、私は安心して産み育てる環境につながると認識しております。

3点目、少子化を前提とした町の取り組みについてのご質問ですが、少子化問題の背景にある状況を多角的に分析するとともに、人口減少や超高齢化を前提にした社会のあり方を政府は提示すべきとの、ある新聞社の社説もあるように、やはり自治体としては、少子化のみならず、高齢化の進展、人口の減少を前提とした展開が求められるものと存じます。その意味で、人口減少がもたらす社会への影響、少子化がもたらす社会への影響、高齢化がもたらす社会への影響を考えた施策が求められるのだらうと存じます。

大変に雑駁な把握で恐縮ですが、人口減少は働き手の減少と消費者の減少を意味します。また、少子化は働き手の減少と社会保障の担い手の減少を意味します。さらに、高齢化は社会保障の受益者の増加を意味します。

こうした意味を踏まえて今後の展開を想定すると、消費を求めている海外輸出の拡大、働き手を求めている高齢者の就業促進、社会保障を担うための高所得化、あるいは現制度の枠組みの見直し等が求められるのではないかと存じます。

こうしたそれぞれの想定に、国が担うこと、都道府県が担うこと、そして市町村が担うことがそれぞれあると存じますが、その具体については、体系立った整理と展開が必要であり、美郷町

のみで論ずることは余り意味のあることではないと存じますので、どうかご理解をお願いいたします。

いずれ少子化が進んでくる前提で、社会活動に大きなひずみが生ずる前に、さまざまな立場の方々が議論し、早期に全体としての具体策を構築・展開することが肝要と私は認識しているところです。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）14番、深澤 均君の再質問を許可いたします。

○14番（深澤 均君） 今町長の答弁の中で、出生数の推移を伺いましたけれども、くしくも全国のその100万人を割り込んでいるのと大体似たような、28年は100人、29年は93人というようなことで、何百分の1とか、そういうのでこう、比例しているような感じですけども、ことし中学校の卒業生、165人でありました。15年の間に70人ちょっと減っているような、そういう計算ができますけれども、もう15年すると、このままいくと恐ろしい数字になるわけでありまして、その、何ていうか、ものを言わない有事といいますか、もう忍び寄る有事、美郷町にとって、そういう受けとめも、ある意味できるものだと思います。

やはりどうかしてこの人口減少を食いとめないといけない、スピードを緩めないといけないということではありますが、これは町長の答弁にもありましたように、各般にわたっていろいろな施策をやっているということは、私も認めます。一生懸命頑張っているけれども、なかなか効果が上がらないということで、ある程度町としても数字を入れた目標みたいなものを設定して取り組んでいくことも大事なのではないかなと。その現状をただ、こうだった、ああだったというだけでなく、目標を定めた取り組みというのも非常に大切なのではないかなと思います。

これは先日、一般会計の特別予算の委員会の中で発言がありましたけれども、子育てには欠かせない病後児の施設が美郷町から一番近いところの医院が閉院してありまして、いざというときに利用が非常に不便になっているというような実態にあります。

そういう、今美郷町では他町村からも非常に移住を受け入れていまして、その方々からすれば、実家が遠い、郡外にあつたり、また他県であつたり、そういうことで、いざというときに頼れる身内が近くにいない例が多々見受けられます。

あと、地元、実家が近くても、今の就業形態といいますか、社会の情勢を見ますと、我々のようなじじ・ばばの世代でも、雇用延長になっている状態でありまして、なかなか子育て世代の親世代には、何ていうか、昔みたいに子供を預ける環境にないのも実態でありますので、そこら辺も踏まえて、何ていうか、今までもその子育て世代の身になってやっているとは思いますがけれど

も、さらにその突っ込んだところまで現状を見きわめて対策を講じていってもらいたいと思えますけれども、その辺についてのご見解なり認識なりを伺いたいと思えます。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 町として、その段階、その状況を踏まえて、さまざまな施策について踏み込んでやってきているつもりではありますが、議員のご指摘では不足であるというふうなお話かもしれません。受けとめて、さらにその今後のあるべき姿というもの、あるいはあるべき施策ということについては検討を深めてまいりたいと思えます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）14番、深澤 均君の再々質問を許可いたします。

○14番（深澤 均君） ちょっと質問から漏れてしまいましたけれども、病後児保育といいますが、そのいざという緊急、こども園にも行けない、預けないとか、そういうときの、個人ではなかなか解決し得ない部分のところを、行政として取り組んでいく考えはないものか、そこら辺の考え、どういうお考えを持っているのか、お伺いしたいと思えます。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 議長、通告にない再々質問であります。答弁は必要でしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 私もそう思って聞いていました。14番、いいですか。（「はい」の声あり）次の質問に移ります。

○14番（深澤 均君） それでは、2点目の質問に入りたいと思えます。児童生徒の学校生活についてであります。

町内小中学校が学校統合になって6～8年ということで、子供たちも地域もそれぞれの学校に誇りを持ちなれ親しんでいる様子がうかがえるところでもあります。また、スポーツ、文化活動においても、その活動はすばらしく頼もしく感じているところで、多感なこの時期にいろいろと学び、多様な体験が後の人生の大切な宝になっているものと思っているところです。だからこそ子供ら皆が等しく学びを受け、健全な成長を促すため義務教育課程があるものと認識しているところでもあります。

しかし、子供たちの中には、学校に行きたくても行けない不登校に悩む子供たちも少なからずいるようであります。また、不登校の一因に挙げられるいじめなどもなかなかなくなる現状のようです。これらに対し文科省では、児童生徒の問題行動を初期のうちの対応ということで、積極的に認知に努めるべきとして、からかいやふざけ合いなども含めた調査を行っています。そこで、町内小中学校児童生徒の問題行動・不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査の結果と

推移、そして調査公表はしているものなのか、伺いたいと思います。

また、前段で申し上げましたように、子供たちにとっては人生を左右する大変貴重な時間を過ごしていると言っても過言ではありません。子供たちが悩みを解決し、不登校にならないようにどのような対策、対応をしているものなのか、伺いたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問のありました、文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等に関する調査におきまして、市町村ごとの結果は公表されておられません。市町村教育委員会の判断で公表可能なものがあります。そこで、町教育委員会では、これまで町議会などご質問があった場合にご説明をしてきております。

文部科学省調査では、暴力行為、いじめ、不登校、自殺について調査しておりますが、最初に美郷町におけるいじめの認知件数についてご説明いたします。

文部科学省調査においては、平成27年度からいじめの解釈が変更されております。つまり児童生徒が他人の行為によって心身の苦痛を感じたと訴えたものは全ていじめと認知することになりましたので、ここでは変更後の平成27年度と28年度の結果についてお知らせいたします。

美郷町内のいじめの認知件数は、小学校で平成27年度が165件、28年度が59件、中学校で平成27年度が9件、28年度が7件となっております。なお、全ての事案が指導により早期に解決しており、重大な事案に至ったものはございません。

このような状況であります。いじめは、受けた児童生徒の心を深く傷つける行為であり、決して許されないことでもあります。その立場から、各学校では道徳の時間のみならず、全ての教育活動を通して規範意識や思いやりの心の育成を図るとともに、児童生徒自らがいじめ問題に正面から向き合う集会を行うなどの取り組みも進めております。

また、いじめの芽を見逃さないように、定期的に学校生活アンケート等を実施したりして、よりきめ細かに児童生徒の状況や変化を把握し、早期発見・即時対応に努めているところであります。

町教育委員会では、少年保護育成委員会やPTAの代表など、学校外の有識者を交えたいじめ問題対策連絡協議会を年2回開催して、いじめ防止のための方策や関係機関との連携などについて協議を行い、それらも踏まえながら取り組みを進めてきております。

今後も、いじめ問題の解決に向け、全教育活動を通じて命や人権の大切さが実感できる指導を

充実させるなど、心の教育を一層推進してまいります。

次に、文部科学省調査での美郷町における不登校児童生徒数であります。小学校では、平成26年度2名、27年度4名、28年度1名であり、中学校では、平成26年度11名、27年度8名、28年度12名と推移しております。1,000人当たりの不登校児童生徒数に換算して、全国平均と比較しますと、平成27年度の小学生だけが全国平均とほぼ同じでありましたが、それ以外は全国平均を下回る結果であります。

不登校となるきっかけについては、学校生活上の問題や家庭生活上の問題、本人の事情にかかわることなどさまざまであり、一人一人が異なる要因となっております。各学校では、不登校児童生徒に対して家庭訪問等での面談、学校の相談室等での個別指導、不登校児童生徒を支援する関係機関と連携した取り組み等、一人一人への対応を組織的に検討しながら取り組んできております。

一方、不安を抱えている児童生徒、保護者に対しては、必要に応じて県の配置によるスクールカウンセラーなどによるカウンセリングも受けられるようにしております。そして、児童生徒の悩みや不安を解消し、安心して学校生活を送れるようにするために、何でも話せる良好な人間関係となる学級づくりに特に力を入れてきております。また、授業を初めさまざまな場面において、複数の教員が携わることで、児童生徒の様子をしっかりと見取ることができるような配慮もしております。

さらに、年複数回、児童生徒や保護者へのアンケートを実施して実態を把握するなどによって、児童生徒の変化に気づいた際には、即座に情報を共有し、面談や家庭訪問等の即時対応をするチーム体制がつくられております。

町教育委員会では、このような各学校の取り組みを支援するとともに、今年度から中学校に入学してからの不安感や緊張感が少なくなることも狙いとした、町内3小学校の5年生・6年生の交流会を新たに実施したところであります。

昨年7月の全国学力・学習状況調査の美郷町の結果では、学校に行くのは楽しいと回答した児童生徒が、小学校6年生では92.9%、中学3年生では89.0%で、それぞれ県平均を2.3ポイント、3.5ポイント上回りました。

町教育委員会としましては、今後も全ての児童生徒に活躍の場があり、楽しく充実していると思えるような教育活動を推進し、児童生徒一人一人の心の居場所のある学校づくりを目指してまいります。以上であります。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）14番、深澤 均君の再質問を許可

いたします。

○14番（深澤 均君） 今公表しているものなのかという問いに、議会に尋ねられたときだけ公表しているというふうでよかったですか。これは生徒にも公表していないという意味ですか。これは質問になっちゃうので、どういうふうに……。先日、六郷高校の卒業式のときに同封されていた「笹竹」という新聞、学校紙がありますけれども、これの裏面に「いじめを理解して」という、一面で大きく取り上げて、生徒自身が高校内のいじめに関して実体験やら何やら書いている新聞でありますけれども、やはり年齢的な差も確かにあると思いますけれども、こういうふうに公表して、みんなで共有する、ああ、自分だけじゃないんだなというふうに思うことが大事じゃないかなというふうに思います。

この中に、ちょっと目にとまったところがあるのですけれども、どんなことを講演とかなんかで望むかという欄に、人間関係に困ったときの立ち直り方を教えてほしいという高校生の自らのそういうあれがあります。いじめをしないでほしいとか、そういうこともあれなのですけれども、いじめがあるということを前提に、こういうことを述べている意見もあるということが、こういうことから大事なのではないかなというふうに思います。

それで、これもちょっと気づいたところなのですけれども、今回のいじめとは全然またちょっと話が違うかもしれませんけれども、大仙市の広報誌2月号「だいせん日和」2月号の中で、ちょっとこれ、手にとって読む機会があったので見たら、高齢者の心の健康という記事が、これも2ページにわたってありまして、平成21年から28年までの間の8年間の自殺者のことについて述べております。

その実態を公表しているわけですが、何と240人ぐらいの実数があるわけなのですけれども、その中の96人が70歳以上の高齢者で、大半が家族のいる高齢者だというような調査結果があります。どちらかといえばいじめとか不登校も余り公表しないで、こういうことも公表しないでというのがあれなのですけれども、こういうふうに公表することで、みんなで共有できるというか、家族がいるから安心というわけではないんだなというようなことを知ることができるということで、できるだけやはりこういうことは公表できるようにしたほうが、私はいいのではないかなというふうに思っていますけれども、その点についてお伺いをしたい。

○議長（澁谷俊二君） 14番、済みません。ちょっと待ってください。いいですか。答弁できますか。（「はい」の声あり）それでは、教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

いじめ・不登校のデータを公表するかどうかという1つの、検討することは、その当該の児童

生徒へのそういう情報が伝わったときの影響や状況について十分配慮しなければならないと。そのことが第一に大切なことだと考えております。

それで、先ほど町の情報、結果については、議会の質問においては、あった場合にはお答えするというのは、これは町教育委員会が公表していることで、町全体の結果であります。このことを公表するのめやはり、その点、先ほども児童生徒、当該の児童生徒等への影響を十分考慮して、ここの場で公表する部分には、いろんなそのプラスの面もご指摘の点がありますので、総合的に判断してよいかと思っただ公表したところでございます。

なお、学校でこの数値を学校ごとにどう公表するかは、やはり当該の児童生徒への影響を考慮して、慎重になされるべきだというふうに思っただおありますが、その点は学校の状況で行ってありますが、ストレートにやはりなかなか出せない状況があろうかと思っただおあります。そういうことにご理解をどうかお願いしたいというふうに思います。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ないです」の声あり）

これで、14番、深澤 均君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

（午前10時55分）

（午前11時05分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇内 田 清 文 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、4番、内田清文君の一般質問を許可いたします。内田清文君、登壇願います。

（4番 内田清文君 登壇）

○4番（内田清文君） おはようございます。通告に基づき一般質問いたします。

第2次美郷町総合計画の「行動計画（後期）」では「ひとづくり」をうたっている事業がさまざまな分野にわたり展開されるようで、全21事業あります。先般の施政方針演説において、基本的な考え方を述べていただきましたが、限られた時間であったため、一歩踏み込んだ話を伺いたいと思っただ、この一般質問において質問している次第です。

まちづくりは人づくりとも言われますが、その人づくりという観点からまちづくりを進める町

長の思い、それぞれの事業では酌み取ることのできない後期行動計画全体を見据えた町長の人づくりにかける思いを伺いたく、3つほど質問させていただきます。

まず、人づくりに注力することになった経緯についてですが、これは国のまち・ひと・しごと創生の考え方に呼応したものだと考えますが、この取り組みを美郷町の現状を踏まえて考えたときに、どのように解釈しますか。また、国の政策では、まち・ひと・しごとと多岐にわたっており、そのそれぞれにおいて人づくりに関連するものがありますが、どの部分を重点的にこの美郷町に生かそうと思えますか。

次に、町長の考える人づくりをこの美郷町で行った結果、すぐに変化が生まれるわけではないかもしれませんが、数年後に美郷町はどのようになると想像しますか。

最後に、人づくりといえば、一般に若者がイメージされるわけですが、具体的にこの町にどのような若者が必要だと考え、期待しますか。この町に必要と思う若者が人づくりの結果生み出されるものでなくてもよくて、交流や移住等によって町外から来る若者であってもいいのですが、若者に関して何か特別な思いがあればお聞かせください。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。人づくりについてお答えいたします。

はじめに、美郷町の人づくりへの取り組みですが、地方創生より半年ほど早い平成27年3月に策定した第2次美郷町総合計画から取り組みをスタートさせておりますことに、まずご認識をお願いいたします。

ここで、地方創生について少し触れさせていただきます。地方創生は、平成26年度に国より提示され、それを受けてプレミアム商品券などに活用できる地域消費喚起・生活支援型の交付金、自治体が地方創生の概念を踏まえて先行して取り組む地方創生先行型の交付金、この2つのタイプを有する地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が、平成26年度の国の補正予算で創設され、実質的にスタートしております。この交付金については、ともに自治体の主体的発想を基本にしながらも、内閣府との調整のもと交付金の使途が決定し、取り組まれました。

その後、平成27年度に国のまち・ひと・しごと創生総合戦略が発表され、それを受けて各自治体で当該年度内に総合戦略を策定するよう求められるとともに、平成27年度の国の補正予算では、地方創生加速化交付金が創設されました。また、28年度の国の当初予算では、地方創生推進交付金が創設されるとともに、28年4月の税制改正では、企業版ふるさと納税制度も創設された

経緯となっております。

この間の美郷町の対応ですが、平成26年度補正予算で創設された地域消費喚起生活支援型の交付金は、美郷プレミアム商品券や美郷に泊まろう宿泊券などに活用したほか、地方創生先行型の交付金は、放課後児童健全育成事業や、みさとびと育成プログラム事業などに活用してきております。

また、美郷版総合戦略は、国の方針に従って、平成27年10月に策定するとともに、平成27年度補正予算で創設された地方創生加速化交付金は、地域再生計画の認定を受けた「生薬の里美郷構想推進事業」に活用してきております。

また、平成28年度の地方創生推進交付金は、同じく地域再生計画の認定を受けた、「美郷を創るみさとびと育成プログラム事業」に活用するとともに、既に地域再生計画の認定を受けた「生薬の里美郷構想推進事業」と、新たに認定を受けた美郷で定住促進プロジェクトで、企業版ふるさと納税の対象事業として、これまで取り組みを進めてきているところです。

このように、一言で地方創生と申しましても、短い期間の中でころころと交付金制度が変わり、加えて策定した総合戦略の施策が交付金対象外に制度変更されるなど、従前からの補助事業や交付金事業とは異質の取り扱いと内容であることにご理解いただきたいと存じます。

したがって、美郷町が取り組んでおります人づくりに関する取り組みは、議員がおっしゃった地方創生関連の交付金とは施策意義は重なる部分もありますが、財政的にはほぼ直接的関係がなく取り組んでおります。あわせてご理解をお願いいたします。

さて、ご質問の人づくりについてですが、後期の行動計画策定作業中、美郷町総合計画審議会において、美郷町は引き続き各分野で担い手不足であり、人材育成が必要と思われることから、さらに人づくりに力を入れるべきとの意見をいただき、町ではこのご意見を踏まえ、今後も注力することとしております。

議員もご存じと思いますが、日本において民芸という分野を確立した柳 宗悦は、「手仕事の日本」という著書で、「手はただ動くのではなく、いつも奥に心が控えていて」中略しますが、「それゆえ、手仕事は一面に心の仕事だと申してもよいでありましょう」と述べております。この言葉は、多面に通ずる普遍性があると私は思っております。例えば、手という言葉を変えれば、「人はただ動くのではなく、いつも奥に心が控えていて、それゆえに人の仕事は一面に心の仕事だと申してもよいでありましょう」となります。

したがって、人づくりは、人の心づくりと同義であると思っておりますので、結果、私どもは地域の未来のために心をつくる施策を展開していくことが、やはり肝要であるという考えに私とし

ては帰着いたします。

そのため、後期の行動計画では、水環境や地域福祉に意識と協力を深める取り組みや、多様な分野や国際環境に興味を深める取り組み、産業振興に意欲を高める取り組みなどを通じ、直接的・間接的に心を育むことに注力することとしております。

また、こうした取り組みを積み重ねることによって、まちづくりに関連するあらゆる分野で物事を表面的でなく深く捉えるとともに、1つの事象から複数の関連分野を認識・把握し、柔軟に発想、そして迅速に行動できる心、つまりそういう人が増えていてもらいたいと願っているところでは。

そして、こうした方々が増加するにつれ、美郷町はあらゆる分野でさらに多様な展開が可能な町になるとともに、何か困難が生じても解決に向けた官民一体となった取り組みが、全年代の方々の参画で可能になるものと心より期待しているところです。

人づくりに取り組むことについては、こうした効果と結果を期してのことですので、どうかご理解とご協力をお願いいたします。

次に、最後のご質問にあります、町として期待したい若者像についてのご質問ですが、やはり若者の特権を行使する、あるいは行使できる若者が求められるものと思います。

では、その特権とは何かとなりますが、私は、自分の考えを持ちながらも、自分の意見のみ通そうとしない、他者の意見も素直に聞ける、つまり吸収機能を持つ心の柔軟性を有し、そして若い感性に基づく本質を認識した、新鮮な発想力を備え、百聞は一見にしかずよろしく、実際に肌で感じ、考え、そして実践する行動力を有すること、こうしたことが私の考える若者の特権であり、またいつの時代もこうした特性が地域社会の成長と発展に重要な意味を持つものと考えております。

こうした資質をできる限り発揮する若者がふえていけば、地域の将来に明るさが伴うものとは思いますし、実際、地域も輝きを増すものと認識し、期待もしているところです。

ちなみに、現在の美郷町の若者はこうした方々が少しずつ増えていっていると私は実感しております。これまでのさまざまな活動を通じて私はそう感じますし、また他自治体関係者等からも、そうした意見を伺うことがあります。私としましては、大変うれしく思いますし、美郷町の町民の一人として、そうした若い方々の存在を誇りにも感じるところです。

町内の若い方々には、今後とも若さの特権を最大限生かす活躍を引き続き期待したいと存じます。また、中年ではありますが、私も若い方に負けないように精いっぱい頑張っていきたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、4番、内田清文君の一般質問を終わります。

◇鈴木正洋君

○議長（澁谷俊二君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） 通告に基づき一般質問をいたします。中年の議員ですが、よろしく願いをいたします。

松田町長は、美術に関して大変に造詣の深い方だと伺っております。私はといいますと、教科書の隅っこに落書きをしてきたようなタイプの間人として、美術に関する深い知識は持ち合わせておりませんが、ただ1つ、思いますのは、美術作品は人に見られてこそ価値がある、美術作品は話題に上ってこそ何ぼだと考えております。今回はそういった観点から一般質問をさせていただきます。

提案の内容は、非常にシンプルです。サン・アールの利用者を増やすため、画家の大小島真木さんからプールの天井に大きな絵画を描いてもらってはいかがでしょうか。サン・アールにあるプールの天井は、かまぼこのようなアーチ形の形状をしております。平成28年4月に耐震工事が終了し、それまでコンクリートのはりがむき出しだった殺風景な状態から、現在の明るく真っ白な色をしたきれいな天井へと変わりました。

私は2年前、そのできたばかりの天井を見て、これはまるで映画のスクリーンのようだ、ここにプロジェクションマッピングで映像を投影したら、きっと世界のどこにもない話題のプールになるだろうと思いました。

昨年の流行語大賞には、「インスタ映え」という言葉が選ばれました。最近のインスタグラム、SNSを楽しむインスタ女子の間では、ナイトプールの写真を投稿することがはやっていると聞きます。ナイトプールとは、都会のホテルが夏の夜に行う特別な営業サービスのことで、プロジェクションマッピングの技術を用いてプールの水面に映像を映し出し、幻想的な空間を演出するものです。

楽しかったそのプールの様子をインスタ女子は写真に撮ってSNSに投稿します。それが現代の若者のコミュニケーションスタイルであり、大衆はネタになるもの、普通ではないものを探し求めていると私は思います。常識を超える普通とはかけ離れたおもしろいものは、人々の話題と

なり、口コミに乗り、SNSで拡散し、最終的にはマスコミも大きく取り上げ、人々から広く知られるものになると思います。

現在進行中の事業ですが、みずほの里ロードに海外からのサイクリストを呼ぼうという計画が進んでいると聞きます。大仙市や仙北市と連携して誘客に力を入れるのは大変にいいことだと思いますが、そのサイクリストの皆さんに、美郷町をただ素通りされただけでは、町民にとって得るものではありません。少しでも多くの観光収入が得られるように、サン・アールの利用者を増やす仕掛けづくりを行っていくべきではないかと思います。そこで、サン・アールのプールの天井に大きな絵を描いて、世界的な話題に上ることを考えてみてはどうかという提案をさせていただいております。

一昨年、画家の大小島真木さんは、美郷中学校で大きな壁画を描きました。水と命をテーマにした作品を見て、私も深い感動を覚えました。ここで想像していただきたいのですが、サン・アールのプールの天井に大小島さんが描いた、あの大きな生命力あふれる壁画があったとしたらどうでしょうか。その生命力あふれる絵を眺めながら、水面にあおむけになって浮かび、ゆっくりと背泳ぎで静かに泳ぐ。世界のどこにもない最高のリラクゼーション空間になると私は思います。

大小島さんの作品は、昨年は仙南小学校にもお目見えしました。新年度は、千畑小学校でも制作を行う予定だと聞いております。このパターンでいきますと、その次は六郷小学校となるのでしょうか。優れた芸術作品が児童生徒の感性を刺激し愛校心を育むことは、私も十分に理解しておりますが、しかし幾らすばらしい絵画であっても、それが学校の中にある限り、一般の人の目にはなかなか触れにくいものであると思います。名画であればこそ、誰もが鑑賞できるパブリックな空間に展示したほうが、私はよいと思います。

そして、せっかく著名な画家の方から作品を描いてもらえるのであれば、その展示場所をどこにして、どのように使っていくのかという、いわば作品の見せ方、役立て方についても丁寧でしつこい議論があつてしかるべきではないでしょうか。作品は人に見られてこそ価値がある。絵は人目について話題に上ってこそ何ぼであるとする私としては、サン・アールや湧太郎などの商業空間のほうに作品が展示されていたほうがよいと考えております。

湿気の多いプールですので、その場所に絵画を展示することはさまざまな面で難しい問題もあるかと思いますが、しかし、だからこそそこに挑戦する価値があるように私は思います。作品をアクリル板で密閉するなど、いろいろな工夫をすれば解決策は出てくるものと思います。誰もやっていないことだからこそ、それを乗り越えて実現した際には、大きな話題になるのではないで

しょうか。

すばらしい大小島さんの作品をベースに、そこにプロジェクションマッピングを組み合わせれば、世界のどこにもない作品が生まれそうです。詳しい説明は省きますけれども、美郷町の児童生徒、町民、サン・アールの利用者などが描いたイラストをプロジェクションマッピングで重ねることによって、大小島さんの絵画とコラボさせることも可能かと思います。永遠に変化し続ける、永遠に未完成の作品、話題の放出をし続ける絵画作品になると思います。

サン・アールの利用者を増やすため、画家の大小島真木さんからプールの天井に大きな絵を描いてもらうという、このアイデアはいかがでしょうか。このことに関しまして、松田町長の見解をお伺いします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのサン・アールのプールの天井に大小島さんから壁画を描いてもらったかどうかというご質問について、お答えいたします。

平成29年度の仙南小学校の壁画は、縦1.45メートル、横5.20メートルの制作規模で、制作・仕上げに27日間を要しております。サン・アールのプール天井面積が648平米ですので、仙南小学校の壁画面積の86倍となります。その実績から、これまでの実績から、制作期間や関連経費を試算しますと、制作期間が2,300日余り、仮に毎日作業を行ったとしても、6年以上の期間が必要で、経費は7,700万円ほどの金額となり、膨大な期間と経費を要することとなります。

また、絵画を直接壁ではなくてパネルに描いてもらって天井に張りつけることも考えられますが、経費がさらに必要なほか、パネルの防水性や耐震性、安全性なども考えますと、実質的には不可能だろうと思います。

また、アクリル絵の具での制作には、乾燥状態での作業が基本となり、湿気の多いプール天井を乾燥させるため、施設の長期休業が必要となります。平成28年度のサン・アールのプール利用の実績は2万2,000人を超えており、このうちスポーツ少年団や中学校の授業等の利用が5割ほどの状況となっていることから、こうしたことを踏まえますと、長期休業は大きな影響があるほか、6年以上の休業に伴う施設の収入減も4,100万円ほどとなり、施設運営にも影響を与えることとなります。

さらに、過密な日程で仕事をしている画家の大小島さんにそれほどの日程確保をしていただくのは不可能に近いですし、高さが約4メートルある、議員もおっしゃいましたが、アーチ状のプール天井での制作作業は、体力的にも精神的にも相当な負担を強いることが予想されます。

したがって、サン・アールのプール天井への制作は、アイデアとしては受けとめますとともに、リラクゼーションの効果も確実にあるものと想像できますが、現実のものには残念ながらないと存じますので、どうかご理解をお願いいたします。

なお、大小島さんの作品については、ご承知のとおり、パネル式となって今現在制作してもらっておりますので、一連の作品が完成した後に、一時学校から作品を学友館等に運び、町民各位に広く鑑賞していただく機会をつくってまいりたいと現在のところ考えているところです。

観光客を増加させることは、大変に大切な課題でありますので、ご質問の核心に込めた議員の思いや認識を受けとめながら、各般にわたって今後の展開を引き続き考えてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）3番、鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） 現実的にプールの天井に大小島さんが作品を描くのは大変に難しい状況であるということが、よくわかりました。ですが、サン・アールの集客増につながるような何かしら話題づくりというもの、プールの天井を使った、そういった話題づくりをしていったほうがいいと私は考えますので、例えば冒頭で申し上げましたようなプロジェクションマッピングであるとか、そのような方法で何か独自のプールをつくっていくということに取り組まれていくのはどうかと私は思います。

最後に、答弁は求めませんが、一言つけ加えさせていただきたいと思っておりますのは、作品の魅力を最大限に生かして利用していくということが大事なことかと思っております。大小島さんの作品だけでなく、町では永田 萌さんの作品もよく活用されていますけれども、最初は婚姻届、婚姻届というのは交流人口の拡大につながるということで、大変にいいアイデアだったと思っております。ただ、その後出てきました、あの卒業証書、あとは虫歯のない子の表彰状に関しましては、私は全面的な反対をするものではありませんけれども、正直な感想としましては、最初の婚姻届と比べて、若干インパクトは弱まったなと感じました。

ですので、今後、永田さんの作品を活用していくとすれば、私であれば、例えば町が新しく購入するバスのボディーに萌さんのあの妖精の世界をペイントしてもらおうとか、そういった使い方、常に話題を生んでいくような使い方というのを心がけていったらどうかというふうに考えております。

冒頭で申し上げましたように、絵は人目について何ぼというものであるかと思っております。ちょっと先ほど、私、議場に入って、後ろにあるこの絵に目がとまりましたけれども、この絵なども、

この議場に飾られている限り、わずか二十数名の方が目にするぐらいで終わってしまうと。ただ、これがもし湧太郎の壁に展示されていたら、それを見に集まってくる方もいるのではないかと。それを見て拡散する、SNSで拡散する人もいるのではないかと思いますので、その絵の有効活用ということもこれからも慎重に議論を重ねた上で行っていただきたいと思いますというふうに思います。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 答弁はよろしいですね。（「はい」の声あり）

これで、3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

19日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時31分)